

空き家の片付けを補助します！

事業の名称

空き家バンク登録物件片付け事業費補助金

事業の趣旨

空き家を有効活用し本市への定住促進及び地域の活性化を目的としています。
補助対象となる空き家の片付け等をする方に、補助要綱に基づき補助金を交付します。

補助対象者

空き家バンクに登録した又は空き家バンクに登録する空き家を所有する方

※ 所有する方とは、対象となる空き家の全部事項証明書に登録され、又は固定資産課税台帳に記載のある方です。

補助の対象となる要件

補助金の申請には、次に掲げる事項のいずれにも該当する必要があります。

- | |
|---|
| ☐ 空き家バンクに登録した又は空き家バンクに登録する空き家を利用しやすい環境に整えるため、住宅家財の処分、清掃、庭木の伐採等を行うもの。 |
| ☐ 令和6年10月1日以後に県内事業者と契約を締結し実施した、又は実施するもの。 |
| ☐ 令和8年3月末までに事業を完了し、実績報告書を提出できるもの。 |
| ☐ 空き家バンクの登録に係る有効期限内に申請されたもの。空き家バンクに登録予定の場合は、補助金の申請前に空き家バンクに登録を行うこと。 |
| ☐ 補助対象者が、本市又は居住の市区町村において市区町村税を滞納していないこと。 |
| ☐ 補助対象となる空き家が過去に同様の補助金の交付を受けていないこと。 |

補助金の額

☐ 対象となる事業に要する経費の額（上限10万円）

※ 千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

受付の期間

令和7年4月15日（火）から予算額に達するまで

問合せ先

天童市 建設部 都市計画課 都市再生係

電話 023-654-1111（内線424・425）

補助金の申請に必要な書類

補助金の申請には、下記の書類が必要となります。

書類の種類	備 考
☐ 交付申請書	規則様式第 1 号
☐ 事業計画書	様式第 1 号（第 6 条関係）
☐ 空き家バンク登録完了書	登録に係る有効期限内の申請であることを確認できるもの
☐ 契約書の写し	事業実施予定及び県内事業者との契約を確認できるもの
☐ 請求書及び領収書の写し	補助対象経費の支払を確認できるもの
☐ 事業状況写真	事業前、実施中及び事業後の状況を確認できるもの
☐ 納税証明書	完納を示す直近のもので、納期未到来の表記のないもの
☐ 委任状	委任する場合のみ、申請者との関係を確認できるもの
☐ その他	補助金の審査に必要となる書類

事業後に提出が必要な書類（ケース①場合のみ）

片付け等が完了した後に、下記の書類が必要となります。

書類の提出期限は、事業完了後 30 日又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日となります。

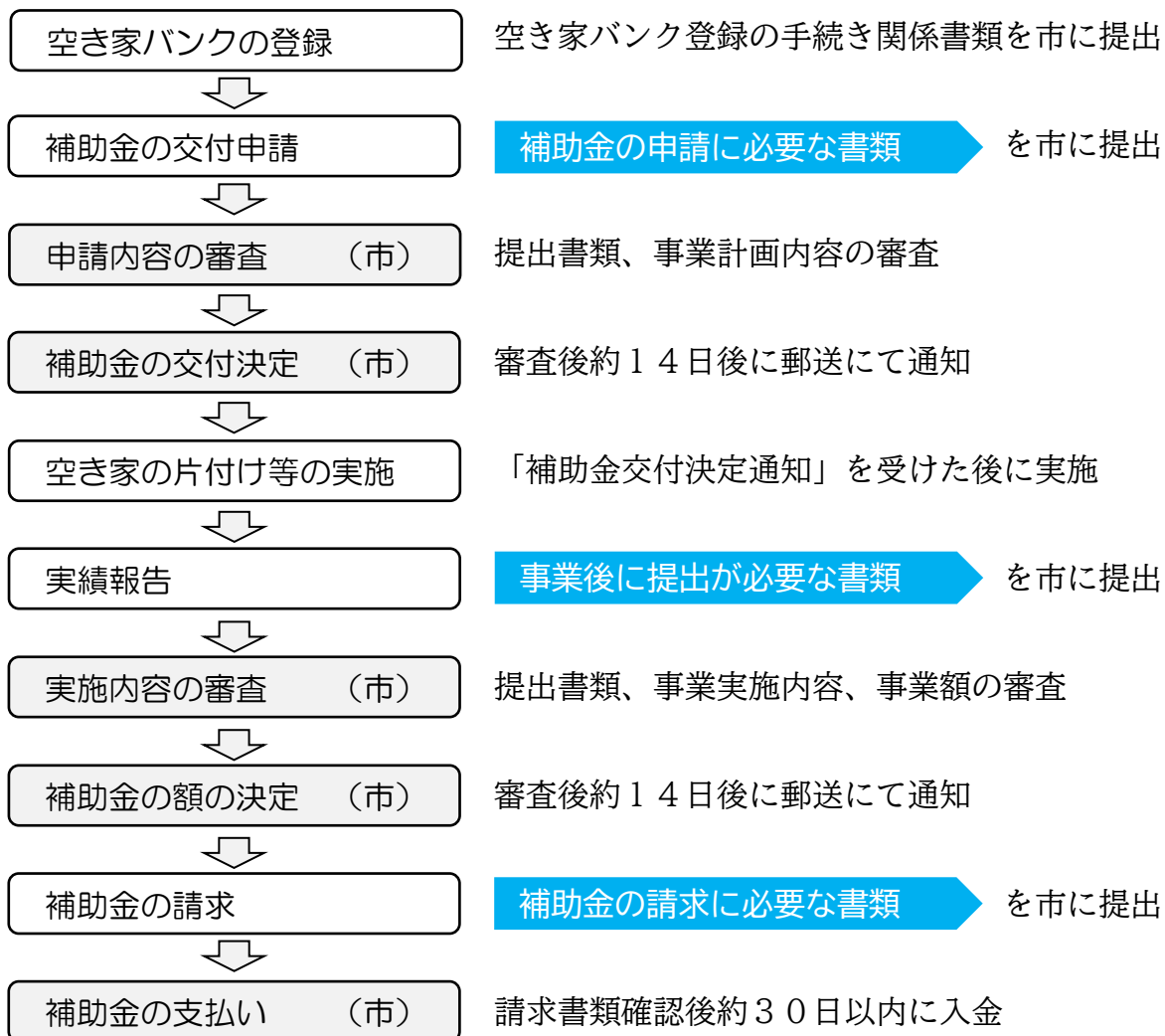
書類の種類	備 考
☐ 実績報告書	規則様式第 3 号（第 8 条関係）
☐ 請求書及び領収書の写し	補助対象経費の支払を確認できるもの
☐ 事業状況写真	事業前、実施中及び事業後の状況を確認できるもの

補助金の請求に必要な書類

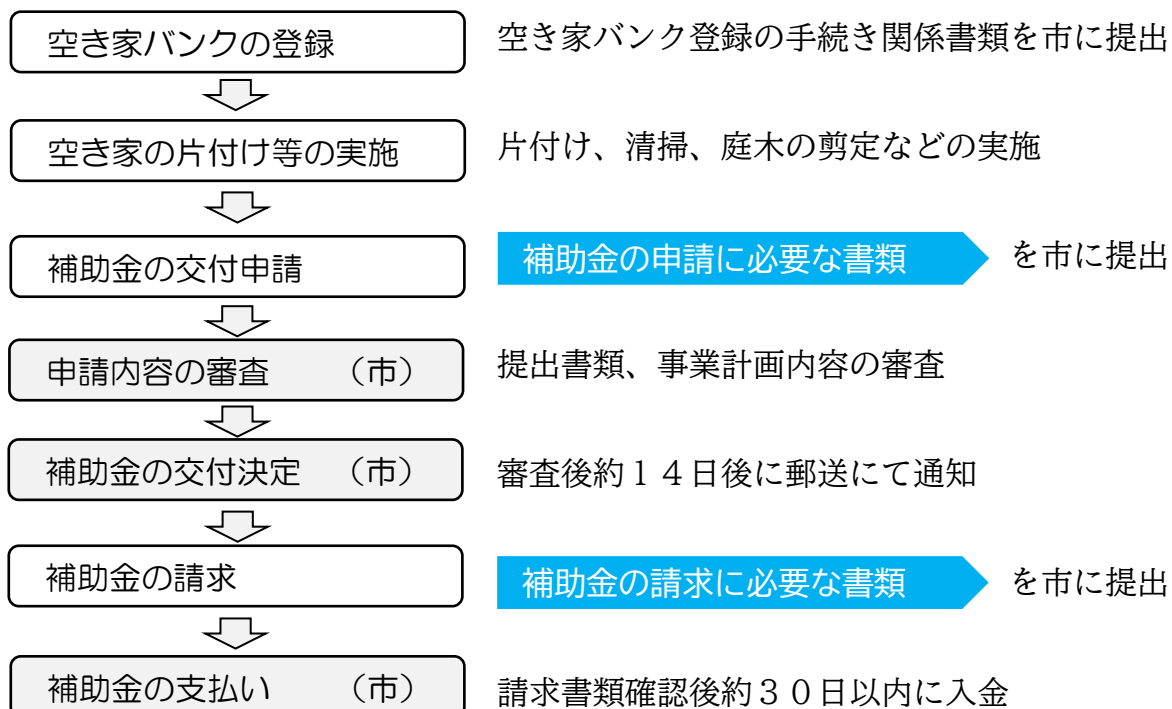
補助金の請求には、下記の書類が必要となります。

書類の種類	備 考
☐ 補助金請求書	規則様式第 4 号（第 23 条関係）
☐ 通帳等の写し	カタカナで名前が記載してあるページの写し
☐ その他	補助金の支払いに必要となる書類

手続きの流れ ケース①（空き家バンクに登録済の空き家の片付けをこれから行う場合）



手続きの流れ ケース②（空き家バンクに登録済の空き家の片付けを行った場合）



手続きの流れ

ケース③（空き家バンクに未登録の空き家の片付けを行った場合）

空き家の片付け等の実施

片付け、清掃、庭木の剪定などの実施



空き家バンクの登録

空き家バンク登録の手続き関係書類を市に提出



補助金の交付申請

補助金の申請に必要な書類

を市に提出



申請内容の審査（市）

提出書類、事業計画内容の審査



補助金の交付決定（市）

審査後約14日後に郵送にて通知



補助金の請求

補助金の請求に必要な書類

を市に提出



補助金の支払い（市）

請求書類の確認から約30日以内に入金